室町時代における京都本能寺の展開

――本能寺敷地をめぐる経緯と公武との交渉を中心として――

糸久宝賢

はじめに

京都本能寺は慶林房日隆によって開創された。日隆は始め妙顕寺の門にあったが、妙顕寺主職月明の軟弱な宗風を難じて妙顕寺を退出し、一旦は妙顕寺に帰伏したが再び退出した。そして諸所に遊歴して尼崎の本興寺をはじめ、諸寺を建立したのである。

永享元年（一四二九）、尼崎にあった日隆は、小袖屋宗句の要請によって上洛し、更に永享五年（一四三三）信徒如意王丸氏に「六角以南・四条坊門以北・櫛笥以東・大宮以西」の地を寄進され、本能寺を開創してこれを京都における本寺としたのである(1)。本稿ではこの本能寺敷地をめぐる経緯を手掛りとして本能寺の展開について考察を加えようとするものであるが、まず『本能寺文書』中の敷地・寺地・寺領などに関する資料を概観してみたいと思う。

㈠　本能寺敷地・寺地・寺領などの資料

『日蓮宗宗学全書』中の『本能寺文書』(2)には三十八通の本能寺敷地・寺地・寺領に関する文書をのせている。これを場所別に分類すると資料(1)の如くである。

資料(1)

(A)本能寺敷地（六角以南・四条坊門以北・櫛笥以東・大宮以西）

△系年の判明するもの十七通(3)＜康暦元年（一三七九）～天文十四年（一五四五）＞

△系年の判明しないもの四通(4)
(B)本能寺買得の土地（北小路室町東頬北西、東西二十丈南北十五丈）
△系年の判明するもの五通(5)〈永正十三年（一五一六）～天正三年（一五七五）〉
△系年の判明しないもの一通(6)
(C)本能寺買得の土地（六角・四条坊門・油小路・西洞院）
△系年の判明するもの四通(7)〈永正十五年（一五一八）～永禄十一年（一五六八）〉
(D)本能寺に寄進された土地（四条坊門以南町面東頬南北二丈八尺五寸東西三丈五尺）
△系年の判明するもの一通(8)〈永正十六年（一五一九）〉
(E)本能寺に寄進された土地（櫛笥通の東西二丈南北三十六丈を除く左京職領の内本能寺に懸る巷所）
△系年の判明するもの二通(9)〈大永四年（一五二四）〉
(F)本能寺が寄進された寺領（山城国鴨川四十石）
△系年の判明するもの三通(10)〈天正十三年（一五八五）～寛永十三年（一六三六）〉
△系年の判明しないもの一通(11)

これによると(A)は本能寺敷地の経緯をめぐる文書である。(B)・(C)は本能寺買得の寺地であり、(C)の土地に天文法難後本能寺は再建されている。(D)は本能寺に寄進された土地である。(E)は同じく本能寺に寄進された土地であるが、これは「櫛笥通の東西二丈、南北三十六丈を除く左京職領の内本能寺に懸る巷所」という場所である。当時左京職領の内巷所は「河東ハ朱雀、南ハ九条、西ハ西ノ京極、此内古之小路分、今為田畠。是巷所也、」と記され、一条、四条坊門、大宮通、四条坊城、猫間畠、梅小路、遍照心院領、紀伊郡九条東西であったとされる(12)。おそくこれら左京職領の中で四条坊門、大宮通などの場所の内、(A)の敷地に懸る部分を寄進されたのであろうが、もしも寄進されたのであれば、後にも述べるように代々の将軍から本能寺が(A)の敷地を安堵されていたこととかみ合わなくなり、細部が不明なので、(E)については今回は一応置くことにしたい。(F)は豊臣秀吉から本能寺に寄進された寺領である。この他に日仙なる人が売却した土地に関する文書、天文十五年（一五四六）に係るものが二通(13)あるが、これも今回は考察の対象から除外することにする。

　これら(A)～(F)の内、(A)、(C)の二つは本能寺の敷地であるという点で、その経緯が注目される。中世において門

流は本寺を中心とした組織を有していたことが指摘される。であるならば、その本寺の建立されているところの敷地にも、多大な配慮がなされているであろうと予想されるのである。特に(A)は本能寺開創から天文法難にいたる本能寺敷地をめぐる経緯で、本能寺初期の展開をうかがいうる手掛の一つであろう。そこで次に(A)の本能寺敷地をめぐる経緯を中心とし、開創から天文法難に至る、本能寺展開の軌跡を辿ってみたいと思う。

(二) 本能寺敷地をめぐる経緯

(A)の如意王丸氏に寄進された敷地の経緯を示す文書の中に、文明十八年(一四八六)に系る「当時敷地永代買得相伝之次第事」(14)(以下文中では「相伝次第」と略記)という記録がある。今この記録と安堵御教書等によって本能寺敷地をめぐる経緯を略記すると資料(2)の如くである。

資料(2)(15)

①康暦元年(一三七九)十二月二十三日　西坊城言長が妙峯寺道的に寄進した。

②応永十四年(一四〇七)一月十八日　この土地を東岩蔵寺中明院へ売却した。

③永享五年(一四三三)四月二日　中明院から如意王丸氏に売却され、如意王丸氏は慶林房日隆に寄進した。

④永享十年(一四三八)十一月十日　この地の一角に非人風呂が建てられ、その替地が下された。

⑤文安年中(一四四四~八)坊城言長の末孫がこの土地について所有権を主張→却下。

⑥宝徳二年(一四五〇)十一月二十八日　畠山持国より安堵の奉書が下された。

⑦享徳元年(一四五二)坊城少納言家が策動し、この土地を押領してしまった。(長禄四年までの八年間)

⑧長禄四年(一四六〇)七月十六日　⑦の事態を糺明すべしとて、召文が出された。(この後六年間系争が続いた。)

⑨寛正六年(一四六五)七月二十六日　坊城少納言家は種々画策したが本能寺に敷地が安堵された。(文明十八年までは支障がなかった。)

⑩文明十八年(一四八六)八月十七日　同年七月十五日坊城家雑掌は拝賀の折に知行の由を申し、奉書を著したが同月十日両者の系争の経緯が上聞に達し、安堵の奉書が下された。

⑪長享二年(一四八八)十月二十三日　足利義尚より敷

地を安堵された。

⑫延徳三年（一四九一）七月十八日　足利義稙より敷地を安堵された。

⑬文亀元年（一五〇一）十二月二十九日　足利義澄より敷地を安堵された。

⑭大永五年（一五二五）九月三日　足利義晴より敷地を安堵された。

⑮天文十四年（一五四五）八月二日　天文法難によって堺へ逃れていた本能寺の旧敷地が安堵された。

これを見ると①～⑩までは、寄進された当初の経緯・敷地の所有権をめぐる係争を示すもので、⑪～⑭までは将軍の安堵状、⑮は京都の旧地に復することを許されたものである。そこで本能寺敷地をめぐる経緯を、開創から文明のころまで、文明から天文法難以前まで、天文法難後、の三期に分けて述べてみようと思う。

資料(2)に見る如く如意王丸氏が本能寺に寄進した土地は、元来坊城言長が所有していたと思われるもので、これを妙峯寺道的あてに寄進した（①）。更にこれが東岩蔵寺に売却され、東岩蔵寺から如意王丸氏に売却され、如意王丸氏は慶林房日隆にこの土地を寄進した（②③）。ところが「相伝次第」によれば如意王丸氏に寄進された後、艮の角地に非人風呂が建てられた(16)。この折は普光院殿の権威を恐れる故に訴訟はしなかった。後にこの土地が本能寺のものであることが上聞に達し、替地が下された（④）。ここまでは本能寺開創当初の経緯である。

次に文安年中から旧所有者であった坊城家との所有権争いが始まるのであるが、まず坊城言長とその末孫についてのべてみよう。資料(2)①の売券では「西坊城言長」(17)とし、その末孫について「相伝次第」では「坊城少納言卿」(18)と記されている。『尊卑分脈』によれば「言長」は菅原氏東坊城長綱の子で、その系図を略記すると次の如くである。

長綱─┬─秀長
　　　├─富長
　　　├─言長─長政─顕長─長光─定雄(19)
　　　└─女子

そして『尊卑分脈』・『公卿補任』の記述をあわせると言長は少納言で大学頭・大内記・文章博士を務め(20)、長政は少納言で大学頭・大内記・文章博士をつとめ、永享九年（一四三七）非参議従三位、享徳二年〈＝一四五三、あるいは享徳四年（一四五五）〉没、前参議正二位

に叙せられ死後に大納言を追贈された㉑。顕長は少納言で応仁元年（一四六七）非参議従三位、文明十二年＜＝一四八〇、あるいは文明十三年（一四八一）＞出家参議正三位に叙せられ大蔵卿も務めている㉒。長光は従五位上で文章博士㉓、定雄は少納言であった㉔。坊城家との所有権争いは文安年中から文明の頃までであるから、「相伝次第」にいう「言長の末孫」とは長政・顕長のことであろう。

この系争は文安年中に端を発し一度は収まった。ところが享徳元年「坊城少納言卿上聞を申し掠め」てこの敷地を長禄四年（一四六〇）までの八年間押領してしまったのである。そこでこの事態を収拾するべく召文が長禄四年に出された。しかし坊城家はこれに応ぜず、召文が出されること四度にして寛正六年に訴訟の場に上り、本能寺は勝訴して敷地の安堵を得たのである（⑤〜⑨）。寛正六年から文明十八年までは何の問題も生じなかったが、文明十八年七月五日坊城家は拝賀の供奉に事よせて領知の奉書を受けてしまった。これは簡単に決着がついたようで、翌月の八月十七日に安堵が下されたのである（⑩）。では次に文明以後における本能寺敷地をめぐる経緯を略述してみよう。

資料(2)に見る如く、文明十八年を境に坊城家との所有権争いはなくなったようである。⑪〜⑭までの敷地安堵状は全て将軍の御教書である。即ち九代義尚、十代義稙、十一代義澄、十二代義晴である。この安堵御教書は文明年中以前の安堵状とは性質の異るものである。文明年中以前のもの、例えば⑩の場合の安堵状を見ると、第一に訴訟についての経過をあげ、更に本能寺のものであることが判明したのでこれを安堵するというものであり、幕府奉行人の手によって下されているものである㉕。ところが将軍の安堵状は、例えば⑪の御教書は

本能寺敷地、六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西、方四町除六角非人風呂敷地事、早任二当知行之旨一領掌不レ可レ有二相違一之状、如レ件

長享二年十月廿三日　（義尚）㉖

というもので、訴訟を決裁して下される安堵状とは思われない。他の三通もほぼ同書式である。これは本能寺が将軍家祈禱所となったことによるものであろうと考えられる。本能寺は長享元年十二月二十日足利義尚から次のような御教書を受けている。

天下安全祈禱事　近日殊可レ抽二懇丹一之状如レ件㉗

これは明確に「祈願所」「祈禱所」と記されてはいない

が、資料(1)(B)の土地を買得した際の管領細川高国の施行状には「祈願所」と記され[28]義稙の延徳三年（一四九一）七月十八日

天下安全祈禱事、殊可レ抽二丹誠一之状　如レ件[29]

という御教書と比較するとほぼ同書式であるから、本能寺は長享元年より将軍家祈禱所となったのであろう。つまり⑪〜⑭までの安堵状は、将軍家祈禱所としての本能寺の敷地を将軍の権威のもとに安堵しているということである。因みにこの文明から天文にかけての時期、本能寺は資料(1)—(B)の土地を買得、(D)の土地を寄進されている。続いて天文法難の頃の敷地をめぐる経緯を見てみよう。

周知の如く天文法難によって京都諸山が受けた打撃は大きく、本能寺も堺に逃れていた。そして一旦は帰洛をあきらめたようであるが、各方面からのあっせんで帰洛運動が行われ、天文十一年（一五四二）十一月十四日法華宗諸山に帰洛の勅許が後奈良天皇より下されたのである[30]。本能寺を見てみるとこの綸旨に先立つ天文十一年閏三月十六日、幕府より寄宿・非分の課役を懸けることを免除する旨の奉書を受けている[31]。本能寺が(A)の敷地を帰洛する為に安堵されたのは、天文十四年（一五四五）八月二日のことであるが、天文十一年の時点で、帰洛の勅許以前に敷地の保全がはかられているのである。更に本能寺は天文十四年八月十八日、資料(1)—(C)の土地を買得し、ここに堂宇を再建し、地子銭も同年八月十日に免除されたのである[32]。

以上本能寺敷地について、開創から天文法難に至るまでの経緯を辿ってみたが、これをまとめると次の如くである。

永享五年慶林房日隆は如意王丸氏に「六角以南・四条坊門以北・櫛笥以東・大宮以西」の土地を寄進され本能寺を開創した。当初非人風呂が敷地内に建てられたが、これには後に替地が下された。文安年中から旧所有者であった坊城少納言家と所有権争いが始まり、わけても享徳元年から長禄四年までは敷地を押領されていた。文明年中に入るとこの系争は収まり、文明十八年に再度坊城家が違乱したが、短期日で決裁が下された。そして長享以後は将軍家祈禱所として敷地が安堵され、他に土地を買得、寄進された。更に天文法難以後は旧地を安堵され新地を買得して堂宇を再建したのである。

さて、言うまでもなく京都日蓮教団を支える力の一つには、商工人の存在がある。柳酒屋や、慶林房日隆を尼

崎から招請した小袖屋などは、欠かすことのできない存在である。しかるにもう反面、公武の存在も無視できないものであろう。例えば『妙蓮寺祖師記』にあるように妙蓮寺日慶が妙蓮寺再興に際し位官、参内の便宜を慮って、庭田家より日応を迎えたことなどはこれであり(33)更に妙本寺月明(三条家)、立本寺日実(裏辻家)、立本寺日禘(九条家)等、京都法華宗諸寺と公武との交渉は数多く見られる(34)。そしていずれの場合にせよ貫主の出身家系とそれに連なる公武の存在は、対外的対応力に大きく関与するものであろう。前述の如く本能寺敷地をめぐる経緯は、坊城家との系争にしろ、将軍家祈禱所となったことにしろ、種々の意味で公武との交渉を想わせるのである。そこで次に本能寺と公武との交渉を、本能寺歴代主職の事跡を中心としてうかがってみようと思う。

㈢ 本能寺と公武との交渉

慶林房日隆は晩年宝徳二年(一四五〇)好学院日信に本能寺を譲った。しかし日信は在住六年にして康正元年(一四五五)に早世してしまった。後職は日明に定められたが、今『本能寺文書』と『両山歴譜』によって、本能寺歴代主職の事跡を見ると次の如くである。日明は康正二年(一四五六)、日信の後を受けて本能寺主職となった。日明は本興寺日禎と共に、寛正四年(一四六三)日隆が定め置いた「両山式目」に加判している(35)。そして文明三年(一四七一)、当時本興寺主職であった日与と共に「当門流尽未来際法度」を制定加判している(36)。この文明三年の法度は『日蓮教団全史』によれば、日隆の定めた法度中の刀杖執持の者を罰する条が削除されているということで、当時の状勢から本能寺も武装化したことを物語るものであるとしている(37)。当時の日蓮教団一般の傾向として、社会不安に対応するため武装化の萌芽が見られる。この法度に先立つ寛正六年(一四六五)、叡山との拮抗により兵力を動員したという(38)。「両山式目」を変えたのもこの例外ではないであろうが未だこの時点では坊城家との系争が一段落したばかりであって、公武への対応力は不充分であったように思える。次に日明の後職日与を見てみよう。

日与は応永三十三年(一四二六)の生れで寛正六年二月、本興寺日禎遷化後に本興寺に入院し、文明六年(一四七四)九月、本能寺日明の後を受けて本能寺に入院し両山を兼務したのである。『両山歴譜』によれば「広学

多才にして内外典及び歌道に達し」(39)た人で、その著述は甚だ多いという。『日蓮宗宗学章疏目録』には『要蔵開示録』『法華和語記』をはじめ十三篇の著述があげられており(40)、仏教・歌道に関する著述を残している。又、この日与在院中に本能寺・本興寺両山の寺観が整えられ、両山中興の祖といわれている。そして延徳三年(一四九一)六月九日六十六才にして遷化し、本能寺の後職は日増に、本興寺の後職は鏡像院日盛に譲られたのである(41)。

ところで、この日与の代から本能寺は公武との積極的交渉をもつようになる。その端緒は日与が両山主職となる以前の長禄年中(一四五七~九)に見られる。日与ははじめ日定と称したが、この時に一条兼良のもとに赴いて、法華要品を講説したのである。即ち

本能教寺苾蒭日定講二説法華要品一最以二本門之所詮一為レ宗、以二末世之弘通一為レ先、厥利寔莫大焉、其志寧不レ嘉耶(42)

という書状がそれを示している。この一条兼良は博学多才の人で関白などの重職も務めたが、歌道への造詣も深く、その才をもって将軍家にも重んぜられた人であるといわれ、特に九代将軍足利義尚は政道改善について兼良に諮問し、兼良はこれに応えて『樵談治要』『文明一統記』を著わして義尚に送ったという(43)。この頃法華宗諸山における歌会や談議のあったことが指摘されるが(44)、日与が一条兼良に法華要品を講説するにいたるいきさつも、日与の歌道への才による関連ではないだろうか。又、前述の如く日与在院中の長享元年(一四八七)に本能寺は足利義尚より祈願所の御教書を受けているが、義尚の政治諮問を受ける程の兼良と日与との交渉があったことを見れば、何らかのあっせんがあったであろうと考えられるのである。いずれにせよ日与の代から本能寺は一条兼良という貴族層、将軍家祈禱所に代表される武家との交渉をもつようになり、前述の如く敷地をめぐる経緯についても変化が見られるようになったのである。

次に日増は『両山歴譜』によれば明応元年(一四九二)頃の入院とされ、日与の命によって種子島へ布教を行ったという。更に注目したいのは、日与の先例に従って一条兼良の子教房のもとで法華要品の講義をしたということで、『両山歴譜』ではこれに対する礼状が本能寺に蔵されているとしている(45)。但し『本能寺文書』中には一条冬良のものが収められているのみである(46)。これ

は教房と冬良が兄弟であるために『両山歴譜』がとり違えたものか、あるいは兄弟両方のもとで講義をしたのであろう。ともあれ一条家との交渉は日与、日増と続けられていたのである。日増の後職日曦は目立った事跡は確認できないが、日与から日増、日曦、日侶の代にかけての時期は、法華宗の武装化が進み、法華一揆が各地で形成された時期でもある。その規模、動向は『日蓮教団全史』に詳しいが(47)、本能寺は大永七年と天文元年に戦功の感状を受けている(48)。このような武装化の進展は天文法難へと流れてゆくのであるが、本能寺に見る場合将軍家や貴族との交渉と、武装化による自衛の展開は、相互補完しつつ勢力充実を進展させてゆくのである。そしてこうした公武との交渉の中に日侶の後職日承の存在も浮上してくる。日承は伏見宮連枝の出身といわれ(49)『日蓮教団全史』では菊御紋の許状、日衍への譲状の中で九曜菊大紋の使用については親王の命によって他師への使用を禁じていることをあげて、肉親であることを考察している(50)。こうした皇族の貫主就任は、前にあげた『妙蓮寺祖師記』に示されるような配慮もあったのではなかろうか。天文法難後の帰洛運動を推進した力の一つに、法華宗の公武信徒の存在があげられるが、こうした事を考えるならば日承の存在は大きいといえるであろう。

以上、本能寺敷地をめぐる経緯に関連して本能寺と公武との交渉を中心として、歴代主職の事跡を辿ってみたが、日与を境として本能寺は公武との交渉が顕著になっている。これと並行して武装の展開が見られるのであり敷地をめぐる経緯にこれを照合すると、系争の収拾、将軍家祈禱所として将軍に安堵されるようになるといった事柄と重なることが指摘されるのである。

おわりに

以上本能寺敷地をめぐる経緯とその背景について小考を加えた次第であるが、これらをまとめると次のような点が指摘されるのではないだろうか。

まず坊城家との所有権争いが行われていた時期、開創から寛正の頃までは、本能寺はその対外的対応力を充実させるには至ってはいなかった、ということである。「相伝次第」に非人風呂の件は普光院殿様が建てたことでその権威を恐れて訴訟しなかったとあり、将軍に比較すれば訴訟の相手となる坊城家の存在は小さいものであろうが、敷地をめぐる系争中坊城家には度々勝訴はして

いるものの、坊城家がその立場を利用して画策し、敷地を押領してしまうなど、本能寺にとって状況は平穏なものではなかった。本能寺は文明まではこれを完全に収拾することが不可能であった訳である。

しかるに日与の頃を境として、積極的な公武接近が見られ、就中将軍家祈禱所となったことは、敷地の保持に安定をもたらしたのである。そしてこうした交渉の流れの上に日承の主職就任もあったのであろうし、日承の存在は天文法難後の帰洛・旧地安堵に多大な影響を与えたであろうと思われるのである。

確かに動乱の中で幕府や貴族の権威実効の低下はあったにせよ、敷地をめぐる経緯を通して本能寺の展開を見る時、彼等と接触をもつようになることは、自衛の展開と関りつつ、少なからざる影響を与えるものであったと考えられるのである。

註

※『日蓮宗宗学全書』は『宗全』と略記し、『尊卑分脈』『公卿補任』は国史大系本による。

（1）『日蓮教団全史』上二三九～二四六頁。

（2）『宗全』二十巻所収。以下資料の出典は『本能寺文書』として註記する。

（3）『本能寺文書』二三二（二通）・二三三（二通）・二三三～四・二三四・二三五・二三六（二通）・二三七・二三七～八・二三九・二四〇・二四一（二通）・二四五・二四八頁。

（4）『本能寺文書』二三四・二四五～六・二六四・二八七頁。

（5）『本能寺文書』二四二（二通）・二四二～三・二六八～九・二六九頁。

（6）『本能寺文書』二六二頁。

（7）『本能寺文書』二四三・二四九（二通）・二六七頁。

（8）『本能寺文書』二四三頁。

（9）『本能寺文書』二四四・二四四～五頁。

（10）『本能寺文書』二七〇・二七四・三二一頁。

（11）『本能寺文書』二七五～六頁。

（12）『宣胤卿記』永正元年十一月十日の条（『史料大成』四十三巻八十一頁）及び『日本歴史大辞典』（河出書房）による。

（13）『本能寺文書』二九〇・二九〇～一頁。

（14）『本能寺文書』二三七～八頁。八条からなる記録で、年月日は記されていないが、四条に「仍自寛正六年訖至当年」とし、記録内容が文明十八年までのことであるので、編者の推定に従い、文明十八年に系るものとす

る。

(15) 資料(2)に示した事項の出典のうち、「相伝次第」以外の出典頁は次の如くである(頁数は『本能寺文書』のもの)。①二三二頁、②二三三頁、③二三三頁、④二三三〜四・二三四頁、⑥二三六頁、⑨二三六頁、⑩二三七頁、⑪二三九頁、⑫二四〇頁、⑬二四一頁、⑭二四五頁、⑮二四八頁、尚⑤・⑦・⑧は「相伝次第」の記述によった。

(16) 「相伝次第」第二条。

(17) 註(15)を参照。

(18) 「相伝次第」第二条。

(19) 同書第四篇七十八頁によって作成。

(20) 『尊卑分脈』第四篇七十八頁。

(21) 『尊卑分脈』第四篇七十八頁。『公卿補任』第三篇一三四・一七四頁。

(22) 『尊卑分脈』第四篇七十八頁、『公卿補任』第三篇二二三・二五五頁。

(23) 『尊卑分脈』第四篇七十八頁。

(24) 同右。

(25) 『本能寺文書』二三七頁。

(26) 『本能寺文書』二三九頁。

(27) 『本能寺文書』二三九頁。尚この御教書に先立つ同年八月二十三日に「祈禱事　可レ令レ致二精誠一之状如レ件」という御教書も受けている。

(28) 『本能寺文書』二四二頁。この時義稙は既に将軍に復権していた。

(29) 『本能寺文書』二三九〜四頁。

(30) 『日蓮教団全史』上三八二頁。

(31) 『本能寺文書』二四六〜七頁。

(32) 『本能寺文書』二四九頁。

(33) 『宗全』第二十三巻一八八頁。

(34) 『日蓮教団全史』上第二部第一篇第五章第一節「公武と本宗との関係」参照。

(35) 『本能寺文書』二八三頁。

(36) 『本能寺文書』二八六頁。

(37) 同書三四六頁。

(38) 『日蓮教団全史』上三〇四〜五頁。

(39) 同書「日与上人」の条。

(40) 同書五十八〜九頁。

(41) 『両山歴譜』「日与上人」の条。

(42) 『本能寺文書』二八二〜三頁。

(43) 『一条兼良』(人物叢書)一「東山文化と兼良」、『講座日本文化史』第四巻第一章(3)「知識人の生活と思想」等を参照。

(44) 註(34)、『日本仏教史』(辻善之助)中世編四・三八四〜七頁、中尾堯稿「近衛政家の日蓮宗信仰」(豊田武

博士古稀記念『日本中世の政治と文化』所収）。特に妙蓮寺は日応出自の関係から皇族・貴族の参詣も多く、又本満寺、本国寺、頂妙寺などは近衛政家・尚通の帰依も厚く交際があったという。

(45) 同書「日増上人」の条。

(46) 『本能寺文書』二八九頁。

(47) 同書第二部第一篇第五章「法華一揆の形成と天文法難」参照。

(48) 『本能寺文書』二四五・二四六頁。

(49) 『両山歴譜』「日承上人」の条。

(50) 同書三六七頁。